# 西北九州市公報

#### 発 行 所

北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所

**人** 

	◇公告	ページ
0	) 北九州市会計規則の一部を改正する規則【会計室】	
		4
	◇告示	
0	) 指定管理者の指定の取消し【市民文化スポーツ局均 民活動推進課】	2域・人づくり部市 6
0	)道路の区域変更【建設局道路部管理課】	_
0	)道路の供用開始【建設局道路部管理課】	7
0	)道路の区域変更【建設局道路部管理課】	8
0	) 道路の供用開始【建設局道路部管理課】	9
0	) 道路の区域決定【建設局道路部管理課】	1 1
0	) 道路の区域変更【建設局道路部管理課】	1 2
0	) 道路の供用開始【建設局道路部管理課】	1 5
$\sim$	、 サウナ中央版に し、 マエカナトマル 7 取版本下叶3	4 6
O	) 特定有害物質によって汚染されている形質変更時要 環境局環境監視部環境監視課】	₹届出区域の指定【 5 6
0	) 居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者の 地域福祉部介護保険課】	
0		
0	護保険課】 ) 放置自転車の移動及び保管【建設局道路部道路維持	5 9 菲課】
•	The second section is a second	6.0

# ◇ 公 告

0	業務委託契約に係る一般競争入札の公告 (2件) 【教育委員会事務局 学校支援部施設課】	6 3
0	物品調達契約に係る一般競争入札の公告【技術監理局契約部契約課】	0.0
0	農用地利用集積計画【産業経済局農林水産部農林課】	6 9
		7 0
	◇ 上下水道局	
0	特定調達契約の相手方の決定【上下水道局水道部浄水課】	
0	特定調達契約の相手方の決定【上下水道局総務経営部営業課】	7 1
		7 2

#### 本号で公布された条例等のあらまし

#### ◇北九州市会計規則の一部を改正する規則

- 1 指定代理納付者に納入させる歳入に係る手数料の支払について、当該指定 代理納付者が納付する収入金を繰り替えて使用することができるようにしま した。
- 2 地方自治法の一部改正に伴い、指定代理納付者を指定納付受託者に改める 等の規定の整備を行うことにしました。
- この規則は、1については令和3年10月1日から、2については令和4年 1月4日から施行することにしました。

北九州市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月17日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第44号

北九州市会計規則の一部を改正する規則

第1条 北九州市会計規則(昭和39年北九州市規則第49号)の一部を次のように改正する。

第24条の3第1項中「の指定代理納付者」を「に規定する指定代理納付者」に改め、「次項」の次に「及び第61条第1項第2号」を加える。

第61条第1項中「第40条に規定する歳入の徴収又は収納の委託手数料」を「次の各号に掲げる手数料の支払」に、「委託により徴収又は収納した」を「各号に掲げる」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) 第40条に規定する歳入の徴収又は収納の事務の委託に係る手数 料 当該委託により徴収し、又は収納した収入金
- (2) 指定代理納付者に納付させる歳入に係る手数料 当該指定代理納付者が納付する収入金
- 第2条 北九州市会計規則の一部を次のように改正する。

第24条の3の見出しを「(指定納付受託者の指定に係る協議)」に改め、同条第1項中「第231条の2第6項」を「第231条の2の3第1項」に、「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、「次項及び」を削り、同条第2項を削る。

第61条第1項第2号中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 次項の規定 公布の日
  - (2) 第1条の規定 令和3年10月1日
  - (3) 第2条及び付則第3項の規定 令和4年1月4日

(経過措置)

2 局区長は、前項第3号に掲げる規定の施行の日前に、地方税法等の一部を 改正する法律(令和3年法律第7号。以下「改正法」という。) 附則第19 条第1項の規定により改正法第6条の規定による改正後の地方自治法(昭和 22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者 を指定しようとするときは、第2条の規定による改正後の北九州市会計規則 第24条の3第1項の規定の例により会計管理者に協議しなければならない

3 改正法附則第19条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた 改正法第6条の規定による改正前の地方自治法第231条の2第6項に規定 する指定代理納付者に対する第61条第1項第2号の規定の適用については 、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。 北九州市告示第325-2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定(平成30年北九州市告示第508号)により告示した 北九州市旧古河鉱業若松ビルの指定管理者の指定を取り消したので、次のとおり告示する。

令和3年9月14日

北九州市長 北 橋 健 治

指定管理	者に指定した者	指定した期間	   取消し年月日
名称 所在地		1 相比した効則	以付し十万日
中央興産	北九州市若松区	平成31年4月1日	令和3年9月9日
株式会社	浜町一丁目19	から令和6年3月3	
	番 9 号	1日まで	

北九州市告示第327号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のと おり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和3年9月17日

北九州市長 北 橋 健 治

#### 1 道路の種類 国道

整理番号	路線名	変更 前後 の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
1 9 9	199号	前	北九州市門司区西海岸一丁 目4番10地先から 北九州市八幡西区美吉野町 1167番7地先まで	5.3 ~ 85.5	46, 839. 0
		後	北九州市門司区西海岸一丁 目4番10地先から 北九州市八幡西区美吉野町 1167番7地先まで	5. 3 ~ 85. 5	46, 838. 5
2 0 0	200号	前	北九州市八幡西区筒井町3 番1地先から 北九州市八幡西区大字野面 269番3地先まで	10.6 ~ 51.3	14, 609. 5
		後	北九州市八幡西区筒井町3 番1地先から 北九州市八幡西区大字野面 269番3地先まで	10.6 ~ 51.3	14, 609. 7

北九州市告示第328号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり令和3年9月17日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和3年9月17日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
1 9 9	199号	北九州市門司区西海岸一丁目4番10地先から 北九州市八幡西区美吉野町1167番7地先まで
2 0 0	200号	北九州市八幡西区筒井町3番1地先から 北九州市八幡西区大字野面269番3地先まで

北九州市告示第329号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のと おり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和3年9月17日

北九州市長 北 橋 健 治

#### 1 道路の種類 県道

整理番号	路線名	変更 前後 の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
2 7 1	下到津戸畑線	前	北九州市小倉北区下到津四 丁目67番地先から 北九州市戸畑区旭町164 番地先まで	17.0 ~ 51.6	4, 105. 0
		後	北九州市小倉北区下到津四 丁目67番地先から 北九州市戸畑区旭町164 番地先まで	17.0 ~ 51.6	4, 104. 1
2 1 6	八幡停車場線	前	北九州市八幡東区西本町三 丁目3番1地先から 北九州市八幡東区西本町三 丁目7番6地先まで	17.0 ~ 50.0	176. 7
		後	北九州市八幡東区西本町三 丁目3番1地先から 北九州市八幡東区西本町三 丁目7番6地先まで	17. 0 ~ 50. 0	176.7
2 7 3	築地汐 入線	前	北九州市八幡西区屋敷二丁 目34番1地先から 北九州市八幡西区藤田三丁 目126番地先まで	8.0 ~ 23.6	1,026.0

後	北九州市八幡西区屋敷二丁	17.6	1,023.4
	目34番1地先から	$\sim$	
	北九州市八幡西区藤田二丁	36.6	
	目218番2地先まで		

北九州市告示第330号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり令和3年9月17日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和3年9月17日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名等

整理番号 路線名		供用開始の区間
2 7 1	下到津戸 畑線	北九州市小倉北区下到津四丁目 6 7 番地先から 北九州市戸畑区旭町 1 6 4 番地先まで
2 1 6	八幡停車場線	北九州市八幡東区西本町三丁目3番1地先から 北九州市八幡東区西本町三丁目7番6地先まで
2 7 3	築地汐入線	北九州市八幡西区屋敷二丁目34番1地先から 北九州市八幡西区藤田二丁目218番2地先まで

北九州市告示第331号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のと おり道路の区域を決定する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和3年9月17日

北九州市長 北 橋 健 治

#### 1 道路の種類 市道

整理番号	路線名	区域決定の区間	幅員 (m)	延長 (m)
2 7 9 2	津田新 町19 号線	小倉南区津田新町一丁目10 04番13地先から 小倉南区津田新町一丁目津田 新町一丁目無名橋まで	4.8 ~ 6.3	175.8
4 0 9 2	湯川新 町 6 4 号線	小倉南区湯川新町四丁目90 3番16地先から 小倉南区湯川新町四丁目93 4番13地先まで	4. 6 ~ 7. 3	147. 2
5 7 1 1	湯川 6 2 号線	小倉南区湯川二丁目114番 7地先から 小倉南区湯川二丁目114番 1地先まで	3. 4 ~ 4. 9	89.0
6 0 4 5	曽根 2 2 5 号 線	小倉南区曽根北町2937番 7地先から 小倉南区中曽根東五丁目37 54番1地先まで	16.0	370.3
6 0 7 2	新曽根 曽根 1 号線	小倉南区新曽根4342番4 地先から 小倉南区大字曽根4360番 4地先まで	12.0 ~ 13.3	150.8
6 0 7 8	中曽根	小倉南区中曽根東四丁目18	12.0	130.5

	東 1 4	64番1地先から	$\sim$	
	<b>号線</b>	小倉南区中曽根東四丁目18	16. 0	
		4 4 番 1 地先まで		
6 3 8 2	長尾 6	小倉南区長尾二丁目317番	4.0	25. 2
	1 号線	5地先から		
		小倉南区長尾二丁目317番		
		15地先まで		
2 1 1 2	荒生田	八幡東区荒生田一丁目120	3.9	46.8
	8号線	2番5地先から	$\sim$	
		八幡東区荒生田一丁目120	4.5	
		2番13地先まで		
6 5 5	楠橋南	八幡西区楠橋南一丁目157	16.7	1, 468.8
	楠橋上	番3地先から	~	
	方1号	八幡西区楠橋東一丁目982	48.9	
	線	番1地先まで		
7 0 1 8	上上津	八幡西区上上津役三丁目13	5.0	70.3
	役15	94番28地先から		
	1 号線	八幡西区上上津役三丁目13		
		9 4 番 3 3 地先まで		
7 0 8 9	楠橋東	八幡西区楠橋東一丁目102	4.8	40.2
	2 号線	6番1地先から	$\sim$	
		八幡西区楠橋東一丁目102	5.0	
		4番1地先まで		
7 0 9 1	楠橋南	八幡西区楠橋南一丁目179	3.6	83.9
	4 号線	番24地先から	~	
		八幡西区楠橋南一丁目179	4.1	
		番8地先まで		
7 0 9 2	馬場山	八幡西区馬場山緑812番1	5.0	30.7
	緑7号	0 地先から	$\sim$	
	線	八幡西区馬場山緑812番1	5. 1	
		7 地先まで		
7 0 9 3	馬場山	八幡西区馬場山緑866番6	3.5	134.6

緑 8 号	地先から	~	
線	八幡西区馬場山緑881番9	21.7	
	地先まで		

北九州市告示第332号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のと おり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和3年9月17日

北九州市長 北 橋 健 治

#### 1 道路の種類 市道

整理番号	路線名	変更 前後 の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
2 4 5 5	西新町 13号 線	前	門司区西新町二丁目6番7 地先から 門司区西新町二丁目15番 13地先まで	6. 0 ~ 15. 0	260. 1
		後	門司区西新町二丁目6番7 地先から 門司区西新町二丁目15番 13地先まで	5.8 ~ 15.0	259. 1
2844	柳町1 0号線	前	門司区柳町三丁目14番5 地先から 門司区柳町三丁目15番1 7地先まで	2.3 ~ 4.0	128.3
		後	門司区柳町三丁目14番5 地先から 門司区柳町三丁目15番1 7地先まで	2.3 ~ 4.0	128. 1
2869	柳町3 5号線	前	門司区柳町三丁目15番17地先から 門司区柳町三丁目10番7 地先まで	2. 2 ~ 4. 3	190. 9

	後	門司区柳町三丁目15番17地先から	2.4 ~	191.1
		門司区柳町三丁目10番7	4.3	
		地先まで	4.0	
		地元よく		
3 0 6 9   西新町	前	門司区西新町二丁目15番	1.9	113. 1
2 4 号	-	13地先から	$\sim$	
線		門司区西新町二丁目15番	6.0	
		2 4 地先まで		
	後	門司区西新町二丁目15番	1.9	112.8
		20地先から	$\sim$	
		門司区西新町二丁目15番	6.3	
		2 4 地先まで		
504 大門金	前	小倉北区大門一丁目362	23.0	894. 4
			23.0	894.4
田1号		番1地先から	~	
線		小倉北区田町91番地先ま	28.0	
		で		
	後	小倉北区大門一丁目362	23.0	894.8
		番1地先から	~	
		小倉北区田町91番地先ま	28.0	
		で		
5 3 8 中井井	:前	小倉北区中井二丁目109	14.5	738. 3
堀 1 号		番5地先から	~	
線		小倉北区井堀二丁目5番5	15.4	
		地先まで		
	34.		14 -	700 7
	後	小倉北区中井二丁目109	14. 5	738. 7
		番5地先から	~	
		小倉北区井堀二丁目5番5	15.4	
		地先まで		
5 3 9 井堀 1	前	小倉北区井堀三丁目3番3	14.3	733.5
号線		地先から	$\sim$	
		小倉北区井堀四丁目7番1	16.6	
		2 地先まで		
ı I	ı	I and the second	ı	I

		後	小倉北区井堀一丁目202 番5地先から	14. 3 ~	733. 9
			小倉北区井堀四丁目7番1 2地先まで	16.6	
5 4 0	中井 1 号線	前	小倉北区中井五丁目17番 9地先から	17. 9 ~	316.0
			小倉北区中井五丁目19番 1地先まで	21.0	
		後	小倉北区中井五丁目17番 9地先から	17.8 ~	315. 7
			小倉北区中井五丁目19番 1地先まで	21.0	
5 4 1	井堀 2 号線	前	小倉北区井堀三丁目10番 1地先から	17. 1 ~	628.3
			小倉北区井堀四丁目7番1 2地先まで	22.2	
		後	小倉北区井堀四丁目8番1	17. 1	628.4
			1 地先から 小倉北区井堀三丁目10番 1 地先まで	$\sim$ 22. 2	
7 0 1	赤坂上 富野 1	前	小倉北区赤坂四丁目359 番5地先から	5. 4 ~	1, 116. 2
	号線		小倉北区上富野五丁目10 4番1地先まで	12.8	
		後	小倉北区赤坂四丁目359 番22地先から	5.8 ~	1, 116. 4
			小倉北区上富野五丁目10 4番1地先まで	12.8	
7 4 1	中井井 堀 2 号	前	小倉北区中井三丁目1番1 地先から	10.7 ~	1, 188. 0
	線		小倉北区井堀三丁目36番 12地先まで	11. 2	

1		1		1
	後	小倉北区中井三丁目1番1 地先から	10.7	1, 187. 8
		小倉北区井堀三丁目36番	11. 2	
			11.2	
		12地儿よく		
7 4 2	高峰町 前	小倉北区高峰町11番1地	9.6	973.0
	扳櫃町	先から	$\sim$	
	1号線	小倉北区板櫃町31番7地	9.9	
		先まで		
	後	小倉北区高峰町11番1地	9.6	972.7
		先から	$\sim$	
		小倉北区板櫃町31番13	9.9	
		地先まで		
1 1 1 6 2	赤坂 2 前	小倉北区赤坂四丁目176	4.7	337.3
	8 号線	0番49地先から	$\sim$	
		門司区西新町二丁目24番	13.7	
		1 地先まで		
	後	小倉北区赤坂四丁目176	4.7	336.3
		0番65地先から	$\sim$	
		小倉北区赤坂四丁目176	6. 5	
		0番111地先まで		
1 2 1 5 5	井堀 5 前	小倉北区井堀三丁目10番	4.0	221. 4
	号線	1 0 地先から	~	
		小倉北区井堀三丁目24番	4. 1	
		7 地先まで		
	 後	小倉北区井堀三丁目10番	4.0	221. 3
		10地先から	$\sim$	221.0
		小倉北区井堀三丁目24番	4.4	
		7 地先まで	1. 1	
1 2 1 6 5	井堀 6 前	小倉北区井堀五丁目9番1	5.9	205. 3
	号線	地先から	$\sim$	200.0
	7 7/23	小倉北区井堀三丁目24番	6. 1	
		13地先まで	J. 1	

1		1	,	
	後	小倉北区井堀三丁目9番1 地先から	5. 9 ~	205.7
		小倉北区井堀三丁目24番	6. 1	
		13地先まで	0.1	
1 2 2 5 井堀 1	前		5. 9	140 2
5 号線	月月	小倉北区井堀三丁目2番1  地先から	5.9	149. 2
J J MK		地元がら  小倉北区井堀三丁目1番1	6. 5	
		2 地先まで	0.0	
	後	小倉北区井堀三丁目2番1	6.0	148. 9
		地先から	$\sim$	140. 9
		小倉北区井堀三丁目1番1	6. 2	
		2 地先まで		
1 2 2 6 井堀 1	前	  小倉北区井堀三丁目7番1	5.9	193. 4
6 号線	13.3	地先から	$\sim$	100.1
		小倉北区井堀三丁目13番	6.0	
		8地先まで		
	後	小倉北区井堀三丁目7番1	5.9	193. 3
		地先から	$\sim$	
		小倉北区井堀三丁目13番	6.0	
		8 地先まで		
1227 井堀1	前	小倉北区井堀三丁目5番1	5.6	154.3
7 号線		地先から	$\sim$	
		小倉北区井堀三丁目4番1	6.1	
		3 地先まで		
	後	小倉北区井堀三丁目5番1	5.6	154.5
		1地先から	$\sim$	
		小倉北区井堀三丁目4番1	6. 1	
		3 地先まで		
1231 井堀2	前	小倉北区井堀一丁目202	3.8	755.4
1 号線		番1地先から	$\sim$	
		小倉北区井堀四丁目11番	6.2	
		5 地先まで		

1		,		
	後	小倉北区井堀一丁目202 番1地先から	3.8 ∼	755.0
		小倉北区井堀四丁目11番 5地先まで	6. 2	
1 2 5 2 井坝 2 号	展 4 前 号線	小倉北区井堀二丁目2番1 地先から	5. 6 ~	283.3
		小倉北区井堀二丁目13番 1地先まで	6.8	
	後	小倉北区井堀二丁目2番1 地先から	5.6 ~	282. 7
		小倉北区井堀二丁目13番 1地先まで	6.6	
1 2 5 3 井坝		小倉北区井堀二丁目11番 1地先から	5.8 ~	291. 4
		小倉北区井堀二丁目13番 11地先まで	5.9	
	後	小倉北区井堀二丁目11番	5.6	291. 4
		1 地先から 小倉北区井堀二丁目13番 11地先まで	~ 5. 9	
1255 井坝	强 4 前 子線	小倉北区井堀二丁目3番4 地先から	3. 7 ~	130. 7
	7 NGN -	地元から 小倉北区井堀二丁目4番6 地先まで	5.8	
	後	小倉北区井堀二丁目3番4 地先から	3. 7 ~	130. 9
		小倉北区井堀二丁目4番6 地先まで	5.8	
1257 井坝75	展 4 前 子線	小倉北区井堀二丁目4番2 地先から	3.6 ~	67. 3
		小倉北区井堀二丁目7番1 4地先まで	4.0	

	後	小倉北区井堀二丁目4番2	3.6	67. 1
		地先から	$\sim$	
		小倉北区井堀二丁目7番1	4.0	
		4 地先まで 		
1 2 5 8 井堀 4	前	小倉北区井堀二丁目2番4	4.8	74.1
8 号線		地先から	~	
		小倉北区井堀二丁目3番6	7.0	
		地先まで		
	後	小倉北区井堀二丁目2番4	6.4	75.4
		地先から	$\sim$	
		小倉北区井堀二丁目3番6	6.6	
		地先まで		
1259 井堀4	前	小倉北区井堀二丁目1番1	3.7	34.7
9 号線		9 地先から	$\sim$	
		小倉北区井堀二丁目3番6	5.7	
		地先まで		
	後	小倉北区井堀二丁目1番3	4. 1	34.6
		1地先から	$\sim$	
		小倉北区井堀二丁目3番6	5.5	
		地先まで		
1278 板櫃町	前	小倉北区板櫃町1386番	2.4	867.7
8号線		4地先から	$\sim$	
		小倉北区板櫃町3番2地先	7.3	
		まで		
	後	小倉北区板櫃町3番2地先	2.4	868.0
		から	$\sim$	
		小倉北区板櫃町1386番	7.3	
		4地先まで		
1997 皿山町	前	小倉北区皿山町2571番	2.0	221.0
1 号線		4地先から	$\sim$	
		小倉北区皿山町1946番	8.7	
		地先まで		
I I		I	ı	l

1					
		後	小倉北区皿山町2571番 4地先から 小倉北区皿山町1946番 地先まで	3.0 ~ 8.9	221. 2
2 0 6 5	下到津 10号 線	前	小倉北区下到津二丁目2番 1地先から 小倉北区下到津三丁目12 07番5地先まで	1.9 ~ 9.4	267.4
		後	小倉北区下到津二丁目2番 1地先から 小倉北区下到津三丁目12 07番5地先まで	1.9 ~ 9.4	267.9
2 0 8 6	下到津 31号 線	前	小倉北区下到津四丁目34 番2地先から 小倉北区下到津四丁目77 番2地先まで	4. 4 ~ 19. 5	796. 4
		後	小倉北区下到津四丁目34 番2地先から 小倉北区下到津四丁目77 番2地先まで	4. 4 ~ 19. 5	796. 7
2 0 9 1	下到津 3 6 号 線	前	小倉北区下到津二丁目4番 1地先から 小倉北区下到津二丁目12 49番30地先まで	2.9 ~ 3.6	78.8
		後	小倉北区下到津二丁目4番 1地先から 小倉北区下到津二丁目12 49番30地先まで	2.9 ~ 3.6	78.6
2 0 9 2	下到津 3 7 号 線	前	小倉北区下到津二丁目3番 1地先から 小倉北区下到津二丁目2番 4地先まで	2.6 ~ 3.9	27.7

1	1		<del>-</del>		
		後	小倉北区下到津二丁目3番 1地先から 小倉北区下到津二丁目2番 4地先まで	2. 6 ~ 4. 3	28. 1
2097	下到津 42号 線	前	小倉北区下到津二丁目12 番1地先から 小倉北区下到津二丁目4番 2地先まで	3.0 ~ 10.1	421.8
		後	小倉北区下到津二丁目12 番1地先から 小倉北区下到津二丁目4番 2地先まで	3. 0 ~ 7. 6	421.8
2 3 3 2	白萩町 4号線	前	小倉北区白萩町4番5地先 から 小倉北区白萩町1番3地先 まで	4. 0 ~ 6. 9	379.7
		後	小倉北区白萩町4番5地先 から 小倉北区白萩町1番3地先 まで	4.0	379.9
2 4 8 5	田町7号線	前	小倉北区田町1番20地先 から 小倉北区田町101番8地 先まで	3.8 ~ 6.1	195. 2
		後	小倉北区田町1番20地先から 小倉北区田町101番8地 先まで	3. 4 ~ 6. 1	195. 5
2 5 6 6	中井3号線	前	小倉北区中井三丁目7番1 6地先から 小倉北区中井五丁目18番 5地先まで	4. 9 ~ 10. 6	907.9

1				
	後	小倉北区中井三丁目7番1 6地先から	4.9 ~	908.0
		小倉北区中井五丁目18番	10.6	
		5 地先まで		
2 5 6 8 中井 5	前	小倉北区中井四丁目10番	6.0	524. 5
号線		8 地先から	$\sim$	
		小倉北区中井四丁目19番	7.5	
		1 地先まで 		
	<b>後</b>	小倉北区中井四丁目10番	6.0	523.6
		8 地先から    小倉北区中井四丁目19番	7.5	
		1 地先まで		
2588中井2	前	小倉北区中井五丁目15番	5. 9	379.8
5 号線		14地先から	$\sim$	
		小倉北区中井五丁目6番3	7.1	
		地先まで		
	後	小倉北区中井五丁目15番	5.9	379. 2
		14地先から	$\sim$	
		小倉北区中井五丁目6番3  地先まで	7.1	
2590中井2	前	小倉北区中井四丁目9番1	6. 0	265.5
7 号線	ויון	7.   1.   1.   1.   1.   1.   1.   1.	~	200.0
		小倉北区中井四丁目7番1	7.1	
		地先まで		
	後	小倉北区中井四丁目9番1	5.9	265. 2
		0地先から	$\sim$	
		小倉北区中井四丁目7番1	7.1	
0.5.0.0.71.11.5	24	地先まで		000 -
2599中井36号線	前	小倉北区中井三丁目5番1  地先から	5. 8 ~	830.7
		<sup>地元がら</sup>   小倉北区中井三丁目14番	6. 2	
		15地先まで		
1	I	I	1	

1		T	ı ı	1
	後	小倉北区中井三丁目5番1 地先から	5.8 ~	830.5
		小倉北区中井五丁目14番	6.2	
		1 5 地先まで	9 <b>. 2</b>	
3070 井堀6	前	  小倉北区井堀一丁目201	6.0	61. 0
2 号線		番1地先から	~	
		小倉北区井堀一丁目131	7.0	
		8番6地先まで		
	後	小倉北区井堀一丁目201	5.7	61.3
		番2地先から	$\sim$	
		小倉北区井堀一丁目131	6.7	
		8番6地先まで		
3 1 1 3 皿山町	前	小倉北区皿山町83番地先	5.0	158.8
2 1 号		から	$\sim$	
線		小倉北区皿山町102番地	5.2	
		先まで 		
	後	小倉北区皿山町83番地先	5.0	159.6
		から	$\sim$	
		小倉北区皿山町102番地	5.3	
		先まで		
5 3 5 湯川飛	前	小倉南区湯川五丁目863	29.9	4, 369. 7
行場線		番5地先から  小倉南区大字曽根3326	~   60 F	
		番3地先まで	60.5	
	34.		20.0	4 200 4
	後	小倉南区湯川五丁目863  番5地先から	29.9 ~	4, 389. 4
		番 3 地元から   小倉南区中曽根東四丁目 1	36.8	
		864番1地先まで		
707 曽根下	前	  小倉南区下曽根二丁目38	5.0	2, 503. 9
曽根 1	13.3	33番地先から	$\sim$	_,
号線		小倉南区大字曽根3326	28.7	
		番1地先まで		
1	Ţ	1	ı	!

1	1		T	,	
		後	小倉南区下曽根二丁目38	5.0	2, 503. 9
			33番地先から	$\sim$	
			小倉南区大字曽根3326	28.7	
			番1地先まで		
2 1 6 8	下曽根	前	小倉南区下曽根一丁目23	1.0	163.0
	2 0 号		48番1地先から	~	
	線		小倉南区下曽根一丁目23	3. 1	
			19番1地先まで		
		後	小倉南区下曽根一丁目23	1.0	162.8
			48番8地先から	~	
			小倉南区下曽根一丁目23	5. 1	
			19番1地先まで		
2 1 6 9	下曽根	前	小倉南区下曽根一丁目23	2.5	128.6
	2 1 号		25番2地先から	$\sim$	
	線		小倉南区下曽根一丁目23	3. 1	
			38番2地先まで		
		後	小倉南区下曽根一丁目23	2.5	128.6
			25番2地先から	$\sim$	
			小倉南区下曽根一丁目23	3. 1	
			38番2地先まで		
2 4 4 9	曽根 8	前	小倉南区中曽根東四丁目1	1.8	570.0
	3号線		668番18地先から	~	
			小倉南区中曽根東三丁目1	6.6	
			663番2地先まで		
		後	小倉南区中曽根東四丁目1	1.8	568.6
			668番18地先から	~	
			小倉南区中曽根東三丁目1	6.6	
			663番2地先まで		
2 4 5 3	曽根 8	前	小倉南区中曽根東二丁目1	2.7	1, 140. 8
	7号線		962番3地先から	$\sim$	
			小倉南区大字曽根1699	6.9	
			番地先まで		
I	I	I	I	ı l	I

1					
		後	小倉南区中曽根東二丁目1 962番3地先から 小倉南区大字曽根1699 番地先まで	2.5 ~ 6.9	1, 140. 7
2 4 6 0	曽根 9 4 号線	前	小倉南区大字曽根1876 番地先から 小倉南区中曽根新町186 5番1地先まで	1. 0 ~ 1. 4	123. 2
		後	小倉南区大字曽根1876 番地先から 小倉南区中曽根東四丁目1 865番1地先まで	0.7 ~ 1.4	123.7
2 4 6 1	曽根 9 5 号線	前	小倉南区大字曽根1843 番2地先から 小倉南区大字曽根1850 番地先まで	0.7 ~ 2.5	152.2
		後	小倉南区大字曽根1843 番2地先から 小倉南区大字曽根1850 番地先まで	0.7 ~ 1.1	152.3
2 4 6 3	曽根 9 7 号線	前	小倉南区大字曽根1857 番地先から 小倉南区中曽根東四丁目1 676番8地先まで	3.0 ~ 9.8	128.7
		後	小倉南区大字曽根1857 番地先から 小倉南区中曽根東四丁目1 676番1地先まで	2.7 ~ 9.6	127.8
2 4 9 8	曽根1 32号 線	前	小倉南区大字曽根364番 1地先から 小倉南区大字曽根396番 2地先まで	2.0 ~ 5.1	174. 3

1	-			
	後	小倉南区大字曽根364番 1地先から 小倉南区上曽根二丁目39 6番3地先まで	2.0 ~ 5.1	174. 3
	田原 1 前 号線	小倉南区田原二丁目171 番1地先から 小倉南区田原二丁目30番 1地先まで	1.9 ~ 6.1	119.3
	後	小倉南区田原二丁目171 番1地先から 小倉南区田原二丁目30番 1地先まで	1.8 ~ 6.1	119.6
	津田新 前 町 5 号 線	小倉南区津田新町一丁目1 004番5地先から 小倉南区津田新町二丁目9 40番1地先まで	1.0 ~ 2.3	189. 1
	後	小倉南区津田新町一丁目1 004番5地先から 小倉南区津田新町一丁目1 012番1地先まで	1. 0 ~ 3. 1	190.3
	津田新 前 町19 号線	小倉南区津田新町一丁目1 004番13地先から 小倉南区津田新町一丁目1 007番5地先まで	6. 1 ~ 6. 2	131.6
	後	小倉南区津田新町一丁目1 004番13地先から 小倉南区津田新町一丁目津 田新町一丁目無名橋まで	4.8 ~ 6.3	175.8
	長尾 2 前 1 号線	小倉南区長尾二丁目314 番13地先から 小倉南区長尾二丁目318 番21地先まで	6. 0 ~ 11. 4	136.8

	後	小倉南区長尾二丁目314	6.0	136.9
		番13地先から	$\sim$	
		小倉南区長尾二丁目318	7.0	
		番21地先まで		
4002湯川2	前	小倉南区湯川三丁目241	5.9	80.5
5 号線		番8地先から	~	
		小倉南区湯川二丁目114	6.3	
		番8地先まで		
	後	小倉南区湯川三丁目241	5.9	75.8
		番8地先から	$\sim$	
		小倉南区湯川二丁目114	6.5	
		番8地先まで		
4005湯川2	前	小倉南区湯川二丁目83番	1.0	713.6
8号線		1地先から	$\sim$	
		小倉南区湯川二丁目115	8.5	
		番26地先まで		
	後	小倉南区湯川二丁目83番	1.0	713.6
		1地先から	~	
		小倉南区湯川二丁目115	8.5	
		番26地先まで		
4031湯川新	前	小倉南区湯川新町四丁目8	1.8	455.6
町 3 号		54番1地先から	~	
線		小倉南区上葛原二丁目94	7.5	
		9番2地先まで		
	後	小倉南区湯川新町四丁目8	1.8	455.2
		54番1地先から	$\sim$	
		小倉南区上葛原二丁目94	7.5	
		9番2地先まで		
4091 湯川新	前	小倉南区湯川新町四丁目9	5.5	124. 5
町 6 3		02番13地先から	$\sim$	
号線		小倉南区湯川新町四丁目9	8.2	
		01番19地先まで		
1	ſ	1	ı	

	後	小倉南区湯川新町四丁目902番13地先から	5. 5 ~	124.9
		小倉南区湯川新町四丁目9	6. 1	
		01番19地先まで		
4092湯川新	前	小倉南区湯川新町四丁目9	4.4	95.5
町 6 4		03番16地先から	$\sim$	
号線		小倉南区湯川新町四丁目9	8.7	
		34番地先まで		
	後	小倉南区湯川新町四丁目9	4.6	147.2
		03番16地先から	$\sim$	
		小倉南区湯川新町四丁目9	7.3	
		34番13地先まで		
4 6 7 7 南若園	前	小倉南区南若園町219番	24.0	1, 468. 1
横代北		1 地先から	$\sim$	
町1号		小倉南区横代北町二丁目8	56.2	
線		96番3地先まで		
	後	小倉南区南若園町219番	24.0	1,467.8
		1地先から	$\sim$	
		小倉南区横代北町二丁目8	41.4	
		96番3地先まで		
5619湯川6	前	小倉南区大字湯川934番	6.0	66.4
0 号線		18地先から		
		小倉南区大字湯川934番		
		19地先まで		
	後	小倉南区湯川新町四丁目9	6.0	68.0
		34番18地先から		
		小倉南区湯川新町四丁目9  34番19地先まで		
5 0 0 0 MI III -	عد.		2 2	100
5620湯川6	前	小倉南区大字湯川934番	6.0	120.0
1号線		25地先から		
		小倉南区大字湯川934番  34地先まで		

	後	小倉南区湯川新町四丁目9 34番33地先から 小倉南区湯川新町四丁目9	6.0	119. 2
		34番34地先まで		
5819 中曽根	前	小倉南区中曽根新町147	21.8	884.6
東7号線		1番1地先から 小倉南区中曽根東四丁目1	36.0	
		675番1地先まで		
	後	小倉南区中曽根新町147 1番1地先から	21.8 ~	889.9
		小倉南区中曽根東四丁目1	36.0	
		859番1地先まで		
6 1 4 9 津田新	前	小倉南区津田新町二丁目9	5.9	113.5
町 5 6		38番38地先から	$\sim$	
号線		小倉南区津田新町二丁目9	9.5	
		45番9地先まで		
	後	小倉南区津田新町二丁目9	5. 7	112.4
		38番38地先から	~	
		小倉南区津田新町二丁目9	6.6	
		45番9地先まで		
728 藤ノ木	前	若松区藤ノ木二丁目112	4. 1	434.4
1 号線		5番5地先から	$\sim$	
		若松区藤ノ木三丁目150	21.2	
		0番3地先まで		
	後	若松区藤ノ木二丁目192	5.6	434.9
		6番9地先から	$\sim$	
		若松区藤ノ木三丁目150	20.8	
		0番3地先まで		
2891 藤ノ木	前	若松区藤ノ木二丁目192	3.6	395.8
9号線		6番1地先から	~	
		若松区藤ノ木二丁目822	8.7	
		番3地先まで		
1	1	1	, 1	!

	245	# [4]		
	後	若松区藤ノ木二丁目192	3.6	403.1
		6番9地先から	$\sim$	
		若松区藤ノ木二丁目822	8.7	
		番3地先まで		
2893 藤ノ木	前	若松区赤島町1番15地先	4.9	94.4
1 1 号		から	$\sim$	
線		若松区藤ノ木二丁目112	8.6	
		5番5地先まで		
	後	若松区赤島町1番15地先	4.9	94.3
		から	$\sim$	
		若松区藤ノ木二丁目112	5.6	
		5番5地先まで		
2894 藤ノ木	前	若松区藤ノ木二丁目192	5. 4	256.5
12号		7番10地先から	~	
線		若松区藤ノ木二丁目192	9.0	
		7番18地先まで		
	後	岩松区藤ノ木二丁目192	5.3	251.5
		7番10地先から	~	
			9.0	
		7番18地先まで		
505 神山町	前	八幡東区神山町1432番	5.8	2, 260. 9
花尾町	133	26地先から	~	_,
1 号線		八幡東区花尾町102番2	19.9	
		6 地先まで		
	後	八幡東区神山町1432番	7.0	2, 260. 9
		26地先から	$ \hspace{.05cm} \hspace{.05cm} \hspace{.05cm} \hspace{.05cm} \hspace{.05cm} \hspace{.05cm} \sim \hspace{.05cm}  $	2, 200. 0
			13.5	
		6 地先まで		
1057 祝町6	前	八幡東区祝町二丁目121	7.0	288. 5
号線	Hil	八幡米区代町二丁日121  8番5地先から	~	400.0
J NAK		八幡東区祝町二丁目118	10.8	
		八幅	10.0	
		тытомик С		

1				
	後	八幡東区祝町二丁目121	7.0	288. 2
		8番5地先から	~	
		八幡東区祝町二丁目118	10.8	
		4番13地先まで		
1521 西台良	前	八幡東区西台良町131番	2.8	109.3
町 8 号		6 地先から	$\sim$	
線		八幡東区西台良町132番	7.0	
		9 地先まで		
	後	八幡東区西台良町131番	2.9	109.5
		6 地先から	$\sim$	
		八幡東区西台良町132番	4.6	
		9 地先まで		
1629 東山1	前	八幡東区東山二丁目113	7.2	327.7
号線		5番5地先から	$\sim$	
		八幡東区東山一丁目222	16.5	
		8番地先まで		
	後	八幡東区東山二丁目113	7.2	327.7
		5番5地先から	~	
		八幡東区東山一丁目222	16.5	
		8番地先まで		
6 5 5 楠橋南	前	八幡西区馬場山緑870番	16.7	751.7
楠橋上		2 地先から	$\sim$	
方 1 号		八幡西区楠橋東一丁目98	49.0	
線		2番1地先まで		
	後	八幡西区楠橋南一丁目15	16.7	1, 468.8
		7番3地先から	$\sim$	
		八幡西区楠橋東一丁目98	48.9	
		2番1地先まで		
723 町上津	前	八幡西区町上津役東一丁目	7.6	631.5
役東上		1394番1地先から	$\sim$	
上津役		八幡西区上上津役四丁目1	20.0	
1 号線		061番1地先まで		
1	1	1	·	

	後	八幡西区町上津役東一丁目	7.6	631.0
		1394番1地先から	~	
		八幡西区上上津役四丁目1	20.0	
		061番1地先まで		
7 3 2	楠橋1 前	八幡西区大字楠橋975番	6.4	427.2
	1号線	1地先から	$\sim$	
		八幡西区大字楠橋747番	15.4	
		1 地先まで		
	後	八幡西区楠橋東二丁目97	6.4	445.4
		5番1地先から	$\sim$	
		八幡西区大字楠橋747番	15.4	
		1 地先まで		
7 6 6	馬場山 前	八幡西区大字馬場山866	6.2	933.6
	楠橋1	番1地先から	$\sim$	
	号線	八幡西区大字楠橋443番	14.4	
		3 地先まで		
	後	八幡西区馬場山緑866番	6.2	923.0
		1地先から	$\sim$	
		八幡西区大字楠橋443番	14.4	
		3 地先まで		
7 6 7	馬場山前	八幡西区茶屋の原一丁目 2	6.0	1, 276. 5
	3 号線	77番3地先から	$\sim$	
		八幡西区馬場山緑865番	19.0	
		3 地先まで		
	後	八幡西区茶屋の原一丁目 2	6.0	1, 248. 9
		77番3地先から	~	
		八幡西区馬場山緑865番	19.0	
		3 地先まで		
2 3 9 8	上上津 前	八幡西区上上津役四丁目1	6.0	309.0
	役 4 9	394番7地先から	~	
	号線	八幡西区上上津役三丁目1	7.0	
		394番1地先まで		
1 1	ı I	ı	ı	

<ul><li>八幡西区上上津役四丁目1</li><li>394番7地先から</li></ul>	6.0 309.1 ~
八幡西区上上津役三丁目1 394番1地先まで	7.0
八幡西区上上津役三丁目1 479番地先から	1.0 162.4 ~
八幡西区上上津役三丁目1 459番地先まで	4. 1
<ul><li>八幡西区上上津役三丁目1</li><li>479番地先から</li></ul>	1.0 162.2 ~
八幡西区上上津役三丁目1 394番32地先まで	5. 6
八幡西区大字楠橋1465 番1地先から	1.3 515.0 ~
八幡西区大字楠橋1149 番2地先まで	8.0
	2.9 523.3 ~
八幡西区楠橋東一丁目11 52番4地先まで	9.9
八幡西区大字楠橋1121 番地先から	3. 1 178. 2 ~
八幡西区大字楠橋1151 番1地先まで	8.8
<ul><li>八幡西区大字楠橋1121</li><li>番地先から</li></ul>	3. 1 147. 7 ~
八幡西区楠橋東一丁目11 52番4地先まで	8.8
八幡西区大字楠橋1151 番1地先から	1.5 38.9 ~
八幡西区大字楠橋1167 番1地先まで	3.1
	394番71 394番71 394番71 394番71 394番区番 I I I I I I I I I I I I I I I I I I

		<u> </u>		
	後	八幡西区楠橋東一丁目11	2.4	28.5
		52番4地先から	$\sim$	
		八幡西区楠橋東一丁目11	4.9	
		56番4地先まで		
2650 楠橋4	前	八幡西区大字楠橋1046	2.0	117.2
8号線		番23地先から	$\sim$	
		八幡西区楠橋東一丁目10	3.6	
		72番4地先まで		
	後	八幡西区大字楠橋1046	1.9	117.0
		番23地先から	$\sim$	
		八幡西区楠橋東一丁目10	4.8	
		72番4地先まで		
2652楠橋5	前	八幡西区茶屋の原四丁目1	12.0	118.3
0号線		030番20地先から	~	
		八幡西区大字楠橋1042	15.3	
		番4地先まで		
	後	八幡西区茶屋の原四丁目1	12.0	118.0
		030番12地先から	$\sim$	
		八幡西区大字楠橋1042	12.2	
		番4地先まで		
2659 楠橋5	前	八幡西区楠橋東一丁目89	4.5	190.0
7 号線		9番1地先から	~	
		八幡西区楠橋東一丁目10	5.8	
		23番6地先まで		
	後	八幡西区楠橋東一丁目89	4.5	189.3
		9番1地先から	$\sim$	
		八幡西区楠橋東一丁目10	5.8	
		23番6地先まで		
2661 楠橋5	前	八幡西区楠橋東一丁目90	4.4	200.8
9号線		3番3地先から	$\sim$	
		八幡西区楠橋東一丁目10	17.0	
		20番7地先まで		
•			'	!

	後	八幡西区楠橋東一丁目90	4.4	199.8
		3番3地先から	$\sim$	
		八幡西区楠橋東一丁目10	17.0	
		20番7地先まで		
2663 楠橋	6 前	八幡西区楠橋東一丁目87	4.9	206.7
1 号	線	8番1地先から	$\sim$	
		八幡西区楠橋東一丁目10	8.4	
		20番21地先まで		
	後	八幡西区楠橋東一丁目87	4. 9	207.4
		8番1地先から	$\sim$	
		八幡西区楠橋東一丁目10	8.4	
		20番8地先まで		
2678 楠橋	7 前	八幡西区大字楠橋183番	6.0	101.4
6 号	線	10地先から	$\sim$	
		八幡西区大字楠橋195番	6.4	
		2 地先まで		
	後	八幡西区楠橋南一丁目18	6.0	89.7
		3番15地先から	$\sim$	
		八幡西区大字楠橋195番	6.4	
		2 地先まで		
2679 楠橋	7 前	八幡西区大字楠橋180番	3.7	102.6
7 号	線	2 地先から	$\sim$	
		八幡西区大字楠橋179番	3.8	
		5 地先まで		
	後	八幡西区楠橋南一丁目18	3.7	90.6
		0番13地先から	$\sim$	
		八幡西区大字楠橋179番	3.8	
		5 地先まで		
2699楠橋	9 前	八幡西区大字楠橋1375	2.4	155. 3
7 号	線	番地先から	$\sim$	
		八幡西区大字楠橋1392	4.6	
		番4地先まで		
		I		

1					
		後	八幡西区大字楠橋1375	2.4	155. 7
			番地先から	$\sim$	
			八幡西区楠橋上方二丁目1	4.6	
			392番4地先まで		
2 7 0 0	楠橋 9	前	八幡西区大字楠橋1365	1.8	131.0
	8号線		番地先から	$\sim$	
			八幡西区楠橋上方二丁目1	3.0	
			3 4 8 番 1 地先まで		
		後	八幡西区大字楠橋1365	1.8	131.0
			番地先から	$\sim$	
			八幡西区楠橋上方二丁目1	3.0	
			3 4 8 番 1 地先まで		
2 7 0 2	<b>梅</b>	前	八幡西区楠橋上方二丁目1	4.6	192.8
	0 0 号	נינו	330番1地先から	~	192.0
			八幡西区楠橋上方二丁目1	8. 0	
	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /		八幅四区価価エガニリロ1 150番1地先まで	8.0	
			100番1地元まで	•	
		後	八幡西区楠橋上方二丁目1	3.2	194. 7
			330番1地先から	$\sim$	
			八幡西区楠橋上方二丁目1	8.0	
			150番1地先まで		
2 7 0 4	楠橋1	前	八幡西区大字楠橋1175	1.8	205.7
	0 2 号		番1地先から	~	
	線		八幡西区大字楠橋1186	8.2	
			番地先まで		
		後		1.8	249.9
		•	71番3地先から	$\sim$	
			八幡西区大字楠橋1186	7.7	
			番地先まで		
2 7 0 6	楠橋 1	前	八幡西区大字楠橋1171	2.7	534. 5
2 7 0 0	0 4 号	נים	番3地先から	~	004.0
			八幡西区大字楠橋647番	8. 7	
	11/15		1地先まで	0.1	
			1 地心よく		

	後	八幡西区楠橋東二丁目11	3. 2	538.4
		71番3地先から	~	
		八幡西区大字楠橋647番	8.7	
		1 地先まで		
3587 田町2	前	八幡西区田町二丁目247	5.5	450.7
2 号線		7番2地先から	~	
		八幡西区田町二丁目147	16.0	
		1番3地先まで		
	後	八幡西区田町二丁目219	5.5	445.4
		0番1地先から	~	
		八幡西区田町二丁目147	16.0	
		1番3地先まで		
4 3 4 5 馬場山	前	八幡西区馬場山東二丁目4	3.1	578.5
東 2 3		41番1地先から	$\sim$	
号線		八幡西区馬場山東二丁目1	15.5	
		5 4 2 番 8 地先まで		
	後	八幡西区馬場山東二丁目4	3. 1	578.0
		41番1地先から	$\sim$	
		八幡西区馬場山東二丁目1	15.5	
		5 4 2 番 8 地先まで		
4 3 5 0 馬場山	前	八幡西区馬場山東三丁目1	5.6	35.2
東 2 8		506番5地先から	$\sim$	
号線		八幡西区馬場山東三丁目1	6.1	
		506番8地先まで		
	後	八幡西区馬場山東三丁目4	11.4	24.5
		45番9地先から	$\sim$	
		八幡西区馬場山東三丁目1	14. 1	
		506番6地先まで		
4 3 5 1 馬場山	前	八幡西区馬場山東三丁目1	4. 1	41.6
東 2 9		506番3地先から		
号線		八幡西区馬場山東三丁目1		
		506番9地先まで		
	1	I	l l	

	後	八幡西区馬場山東三丁目4	10.3	30.4
		45番9地先から	$\sim$	
		八幡西区馬場山東三丁目1	14.1	
		506番6地先まで		
4 4 0 8	馬場山前	八幡西区大字馬場山856	2.1	564. 1
	4 4 号	番2地先から	~	
}	線	八幡西区楠橋南一丁目18	7.2	
		7番1地先まで		
	後	八幡西区大字馬場山856	2. 1	563. 9
		番2地先から	~	
		八幡西区楠橋南一丁目18	7.2	
		7番1地先まで		
4 4 1 0	馬場山 前	八幡西区大字馬場山834	4.2	293. 1
	4 6 号	番地先から	~	
}	線	八幡西区大字馬場山814	11.8	
		番地先まで		
	後	八幡西区大字馬場山834	4.2	293. 7
		番地先から	$\sim$	
		八幡西区大字馬場山814	11.8	
		番地先まで		
4 4 3 5	馬場山 前	八幡西区大字馬場山138	10.2	76.4
	7 1 号	3番13地先から	$\sim$	
}	線	八幡西区大字馬場山139	12.8	
		4番1地先まで		
	後	八幡西区大字馬場山138	10.2	76.8
		3番13地先から	$\sim$	
		八幡西区茶屋の原四丁目1	12.8	
		394番1地先まで		
4 4 3 9	馬場山 前	八幡西区大字馬場山115	8.2	745. 2
	7 5 号	4番30地先から	$\sim$	
;	線	八幡西区馬場山緑881番	13.3	
		6 地先まで		
1	l	I		

	<u></u>			
	後	八幡西区大字馬場山115	8. 2	746.3
		4番30地先から	1 / 0	
		八幡西区馬場山緑881番	14.8	
		14地先まで		
4 4 6 4	馬場山 前	八幡西区大字馬場山872	4.0	190. 4
-	1 0 0	番4地先から		
7	号線	八幡西区馬場山緑880番		
		5 地先まで		
	後	八幡西区大字馬場山872	4.0	190.1
		番4地先から	$\sim$	
		八幡西区馬場山緑880番	5.1	
		5 地先まで		
4 7 1 9 尾	<b>泰田1</b> 前	八幡西区藤田一丁目407	7.4	109.7
	6 号線	番2地先から	$\sim$	
		八幡西区藤田二丁目233	8.9	
		4番9地先まで		
	後	八幡西区藤田一丁目407	7. 3	103.5
		番2地先から	~	
		八幡西区藤田二丁目215	8.1	
		番4地先まで		
4 7 2 1 庫	<b>泰田1</b> 前	八幡西区藤田二丁目119	3. 1	72.4
3	8 号線	番地先から	$\sim$	
		八幡西区藤田二丁目236	4.2	
		番地先まで		
	後	八幡西区藤田二丁目119	2.9	64.4
		番地先から	$\sim$	
		八幡西区藤田二丁目215	3.7	
		番4地先まで		
4 7 2 8 萬	<b>泰田2</b> 前	八幡西区藤田三丁目42番	3.0	190.7
	5 号線	地先から	$\sim$	
		八幡西区藤田三丁目126	12.1	
		番地先まで		
1	I			

			,	
	後	八幡西区藤田三丁目汐入跨	3.0	193. 7
		道橋から	$\sim$	
		八幡西区藤田三丁目126	3. 5	
		番地先まで		
4 7 2 9	藤田2 前	八幡西区藤田二丁目213	8.5	68.9
	6 号線	番1地先から	~	
		八幡西区藤田二丁目52番	11. 2	
		地先まで		
	—————————————————————————————————————	八幡西区藤田二丁目218	5.0	58.6
		番3地先から	3.0	30.0
		八幡西区藤田二丁目215	9. 5	
		番4地先まで	9.0	
$ 4 \ 7 \ 4 \ 1 $			4.2	948.8
	8号線	番4地先から	$\sim$	
		八幡西区大字藤田469番	12.5	
		3 地先まで		
	後	八幡西区黒崎城石2331	4.2	920.0
		番12地先から	~	
		八幡西区大字藤田469番	12.5	
		3 地先まで		
4 7 4 3	藤田4 前	八幡西区大字藤田2468	9. 1	92.7
	0 号線	番地先から	~	
		八幡西区大字藤田2334	10.4	
		番4地先まで		
	—————————————————————————————————————	八幡西区田町二丁目219	9.5	82.6
		八幅 日 区 田 引 二 引 日 2 1 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	3.0	02.0
		八幡西区田町二丁目205		
		八幅四区田町二丁日203   5番1地先まで		
$ 4 \ 7 \ 4 \ 4 $	藤田4 前	八幡西区大字藤田2330	10.4	91.0
	1 号線	番25地先から	$\sim$	
		八幡西区大字藤田2329	11. 4	
		番5地先まで		

	後	八幡西区黒崎城石2330 番22地先から	4.0 ~	74.9
		八幡西区黒崎城石2282	6.4	
		番2地先まで		
4745 藤田4	前	八幡西区大字藤田2274	5.1	124.6
2 号線		番1地先から	$\sim$	
		八幡西区大字藤田2303	11.3	
		番7地先まで		
	後	八幡西区大字藤田2292	5.8	123. 1
		番12地先から	$\sim$	
		八幡西区大字藤田2303	7.2	
		番7地先まで		
4799   舟町2	前	八幡西区舟町2番6地先か	5.0	103.3
		6	$\sim$	
		八幡西区舟町4番1地先ま	7.5	
		で		
	後	八幡西区舟町2番6地先か	5.0	103.2
			~	
		八幡西区舟町4番1地先ま で	6.5	
1 0 0 <b>-</b> 7 <b>m</b>	\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \			
4805	前	八幡西区舟町2216番2	6.2	54.7
		地先から  八幡西区舟町2226番地	6.3	
		大幅 日区川 町 2 2 2 0 雷地 - 先まで	0.3	
		八幡西区舟町2216番2	6. 2	54.6
	1次	八幡四区が町2210番2 地先から	$\sim$	04.0
		八幡西区舟町2226番地	6.3	
		先まで		
5069 本城東	前	八幡西区本城東五丁目47	0.9	152.4
4 5 号		9番地先から		
線		八幡西区本城東五丁目46		
		8番地先まで		
T T	T	1	ı	

	後	八幡西区本城東五丁目47	0.9	152.7
		9番2地先から	~	
		八幡西区本城東五丁目46	1.2	
		8番地先まで		
5071 本城	東前	八幡西区本城東五丁目47	0.5	65.1
4 7	号	2番1地先から	$\sim$	
線		八幡西区本城東五丁目47	1.8	
		0番地先まで		
	後	八幡西区本城東五丁目47	0.5	65.3
		2番1地先から	~	
		八幡西区本城東五丁目47	1.8	
		0番地先まで		
5 5 2 4 本城	東前	八幡西区本城東五丁目46	4.9	188. 5
6 4	号	3番2地先から	~	
線		八幡西区本城東五丁目12	6.4	
		番107地先まで		
	後	八幡西区本城東五丁目46	4.6	187.6
		3番2地先から	~	
		八幡西区本城東五丁目12	6.4	
		番107地先まで		
5856 馬場	山前	八幡西区馬場山東二丁目4	3.9	76.3
東 5	0	87番4地先から	~	
号線		八幡西区馬場山東二丁目4	5.0	
		73番3地先まで		
	後	八幡西区馬場山東二丁目4	3.9	76. 2
		87番4地先から	$\sim$	
		八幡西区馬場山東二丁目4	4.1	
		73番3地先まで		
6 5 5 7 黒崎	城前	八幡西区黒崎城石2282	24.6	238. 1
石 1	号	番2地先から	$\sim$	
線		八幡西区黒崎城石2280	25.0	
		番1地先まで		
1	1	ı	ı	

	後	八幡西区黒崎城石2282 番2地先から 八幡西区黒崎城石2280 番1地先まで	25. 0	238. 1
6564 熊手日町15線		八幡西区大字熊手469番 3地先から 八幡西区田町一丁目27番 1地先まで	9.6 ~ 16.8	1, 434. 2
	後	八幡西区大字熊手469番 3地先から 八幡西区田町一丁目27番 1地先まで	9.6 ~ 17.2	1, 434. 9

北九州市告示第333号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり令和3年9月17日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和3年9月17日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

PH 1/1/1 1	ı	,
整理番号	路線名	供用開始の区間
2 4 5 5	西新町13号線	門司区西新町二丁目6番7地先から 門司区西新町二丁目15番13地先まで
2844	柳町10 号線	門司区柳町三丁目14番5地先から 門司区柳町三丁目15番17地先まで
2869	柳町35	門司区柳町三丁目15番17地先から 門司区柳町三丁目10番7地先まで
3 0 6 9	西新町 2 4 号線	門司区西新町二丁目15番20地先から門司区西新町二丁目15番24地先まで
5 0 4	大門金田 1号線	小倉北区大門一丁目362番1地先から 小倉北区田町91番地先まで
5 3 8	中井井堀 1号線	小倉北区中井二丁目109番5地先から 小倉北区井堀二丁目5番5地先まで
5 3 9	井堀 1 号線	小倉北区井堀一丁目202番5地先から 小倉北区井堀四丁目7番12地先まで
5 4 0	中井1号線	小倉北区中井五丁目17番9地先から 小倉北区中井五丁目19番1地先まで
5 4 1	井堀 2 号線	小倉北区井堀四丁目8番11地先から 小倉北区井堀三丁目10番1地先まで
7 0 1	赤坂上富	小倉北区赤坂四丁目359番22地先から

	野1号線	小倉北区上富野五丁目104番1地先まで
7 4 1	中井井堀 2 号線	小倉北区中井三丁目1番1地先から 小倉北区井堀三丁目36番12地先まで
7 4 2	高峰町板 櫃町1号線	小倉北区高峰町11番1地先から 小倉北区板櫃町31番13地先まで
1 1 1 6	赤坂 2 8 号線	小倉北区赤坂四丁目1760番65地先から 小倉北区赤坂四丁目1760番111地先まで
1 2 1 5	井堀 5 号線	小倉北区井堀三丁目10番10地先から 小倉北区井堀三丁目24番7地先まで
1 2 1 6	井堀 6 号線	小倉北区井堀三丁目9番1地先から 小倉北区井堀三丁目24番13地先まで
1 2 2 5	井堀 1 5 号線	小倉北区井堀三丁目2番1地先から 小倉北区井堀三丁目1番12地先まで
1 2 2 6	井堀 1 6 号線	小倉北区井堀三丁目7番1地先から 小倉北区井堀三丁目13番8地先まで
1 2 2 7	井堀 1 7 号線	小倉北区井堀三丁目5番11地先から 小倉北区井堀三丁目4番13地先まで
1 2 3 1	井堀21号線	小倉北区井堀一丁目202番1地先から 小倉北区井堀四丁目11番5地先まで
1 2 5 2	井堀 4 2 号線	小倉北区井堀二丁目2番1地先から 小倉北区井堀二丁目13番1地先まで
1 2 5 3	井堀 4 3 号線	小倉北区井堀二丁目11番1地先から 小倉北区井堀二丁目13番11地先まで
1 2 5 5	井堀 4 5 号線	小倉北区井堀二丁目3番4地先から 小倉北区井堀二丁目4番6地先まで
1 2 5 7	井堀 4 7 号線	小倉北区井堀二丁目4番2地先から 小倉北区井堀二丁目7番14地先まで

1 2 5 8	井堀 4 8 号線	小倉北区井堀二丁目2番4地先から 小倉北区井堀二丁目3番6地先まで
1 2 5 9	井堀 4 9 号線	小倉北区井堀二丁目1番31地先から 小倉北区井堀二丁目3番6地先まで
1 2 7 8	板櫃町8 号線	小倉北区板櫃町3番2地先から 小倉北区板櫃町1386番4地先まで
1 9 9 7	皿山町1 号線	小倉北区皿山町2571番4地先から 小倉北区皿山町1946番地先まで
2 0 6 5	下到津 1 0 号線	小倉北区下到津二丁目2番1地先から 小倉北区下到津三丁目1207番5地先まで
2086	下到津 3 1 号線	小倉北区下到津四丁目34番2地先から 小倉北区下到津四丁目77番2地先まで
2 0 9 1	下到津 3 6 号線	小倉北区下到津二丁目4番1地先から 小倉北区下到津二丁目1249番30地先まで
2 0 9 2	下到津 3 7 号線	小倉北区下到津二丁目3番1地先から 小倉北区下到津二丁目2番4地先まで
2 0 9 7	下到津 4 2 号線	小倉北区下到津二丁目12番1地先から 小倉北区下到津二丁目4番2地先まで
2 3 3 2	白萩町4 号線	小倉北区白萩町4番5地先から 小倉北区白萩町1番3地先まで
2 4 8 5	田町7号線	小倉北区田町1番20地先から 小倉北区田町101番8地先まで
2566	中井3号線	小倉北区中井三丁目7番16地先から 小倉北区中井五丁目18番5地先まで
2 5 6 8	中井5号線	小倉北区中井四丁目10番8地先から 小倉北区中井四丁目19番1地先まで
2 5 8 8	中井 2 5 号線	小倉北区中井五丁目15番14地先から 小倉北区中井五丁目6番3地先まで

2 5 9 0	中井27号線	小倉北区中井四丁目 9番10地先から 小倉北区中井四丁目7番1地先まで
3 0 7 0	井堀 6 2 号線	小倉北区井堀一丁目201番2地先から 小倉北区井堀一丁目1318番6地先まで
3 1 1 3	皿山町 2 1 号線	小倉北区皿山町83番地先から 小倉北区皿山町102番地先まで
5 3 5	湯川飛行 場線	小倉南区湯川五丁目863番5地先から 小倉南区中曽根東四丁目1864番1地先まで
7 0 7	曽根下曽 根1号線	小倉南区下曽根二丁目3833番地先から 小倉南区大字曽根3326番1地先まで
2 1 6 8	下曽根 2 0 号線	小倉南区下曽根一丁目2348番8地先から 小倉南区下曽根一丁目2319番1地先まで
2 1 6 9	下曽根 2 1 号線	小倉南区下曽根一丁目2325番2地先から 小倉南区下曽根一丁目2338番2地先まで
2 4 4 9	曽根 8 3 号線	小倉南区中曽根東四丁目1668番18地先から 小倉南区中曽根東三丁目1663番2地先まで
2 4 5 3	曽根 8 7 号線	小倉南区中曽根東二丁目1962番3地先から 小倉南区大字曽根1699番地先まで
2 4 6 0	曽根 9 4 号線	小倉南区大字曽根1876番地先から 小倉南区中曽根東四丁目1865番1地先まで
2 4 6 1	曽根 9 5 号線	小倉南区大字曽根1843番2地先から 小倉南区大字曽根1850番地先まで
2 4 6 3	曽根 9 7 号線	小倉南区大字曽根1857番地先から 小倉南区中曽根東四丁目1676番1地先まで
2 4 9 8	曽根 1 3 2 号線	小倉南区大字曽根364番1地先から 小倉南区上曽根二丁目396番3地先まで
2637	田原1号線	小倉南区田原二丁目171番1地先から 小倉南区田原二丁目30番1地先まで

2 7 7 8	津田新町 5号線	小倉南区津田新町一丁目1004番5地先から 小倉南区津田新町一丁目1012番1地先まで
2 7 9 2	津田新町19号線	小倉南区津田新町一丁目1004番13地先から 小倉南区津田新町一丁目津田新町一丁目無名橋ま で
2 9 5 8	長尾 2 1 号線	小倉南区長尾二丁目314番13地先から 小倉南区長尾二丁目318番21地先まで
4 0 0 2	湯川 2 5 号線	小倉南区湯川三丁目241番8地先から 小倉南区湯川二丁目114番8地先まで
4 0 0 5	湯川28 号線	小倉南区湯川二丁目83番1地先から 小倉南区湯川二丁目115番26地先まで
4 0 3 1	湯川新町 3号線	小倉南区湯川新町四丁目854番1地先から 小倉南区上葛原二丁目949番2地先まで
4 0 9 1	湯川新町 63号線	小倉南区湯川新町四丁目902番13地先から 小倉南区湯川新町四丁目901番19地先まで
4 0 9 2	湯川新町 6 4 号線	小倉南区湯川新町四丁目903番16地先から 小倉南区湯川新町四丁目934番13地先まで
4 6 7 7	南若園横 代北町1 号線	小倉南区南若園町219番1地先から 小倉南区横代北町二丁目896番3地先まで
5 6 1 9	湯川 6 0 号線	小倉南区湯川新町四丁目934番18地先から 小倉南区湯川新町四丁目934番19地先まで
5 6 2 0	湯川 6 1 号線	小倉南区湯川新町四丁目934番33地先から 小倉南区湯川新町四丁目934番34地先まで
5 7 1 1	湯川 6 2 号線	小倉南区湯川二丁目114番7地先から 小倉南区湯川二丁目114番1地先まで
5 8 1 9	中曽根東7号線	小倉南区中曽根新町1471番1地先から 小倉南区中曽根東四丁目1859番1地先まで

6 0 4 5	曽根 2 2 5 号線	小倉南区曽根北町2937番7地先から 小倉南区中曽根東五丁目3754番1地先まで
6 0 7 2	新曽根曽 根 1 号線	小倉南区新曽根4342番4地先から 小倉南区大字曽根4360番4地先まで
6078	中曽根東 14号線	小倉南区中曽根東四丁目1864番1地先から 小倉南区中曽根東四丁目1844番1地先まで
6 1 4 9	津田新町 56号線	小倉南区津田新町二丁目938番38地先から 小倉南区津田新町二丁目945番9地先まで
6 3 8 2	長尾 6 1 号線	小倉南区長尾二丁目317番5地先から 小倉南区長尾二丁目317番15地先まで
7 2 8	藤ノ木1 号線	若松区藤ノ木二丁目1926番9地先から 若松区藤ノ木三丁目1500番3地先まで
2891	藤ノ木 9 号線	若松区藤ノ木二丁目1926番9地先から 若松区藤ノ木二丁目822番3地先まで
2893	藤ノ木1 1号線	若松区赤島町1番15地先から 若松区藤ノ木二丁目1125番5地先まで
2894	藤ノ木 1 2 号線	若松区藤ノ木二丁目1927番10地先から 若松区藤ノ木二丁目1927番18地先まで
5 0 5	神山町花 尾町1号 線	八幡東区神山町1432番26地先から 八幡東区花尾町102番26地先まで
1 0 5 7	祝町 6 号 線	八幡東区祝町二丁目1218番5地先から 八幡東区祝町二丁目1184番13地先まで
1 5 2 1	西台良町8号線	八幡東区西台良町131番6地先から 八幡東区西台良町132番9地先まで
2 1 1 2	荒生田 8 号線	八幡東区荒生田一丁目1202番5地先から 八幡東区荒生田一丁目1202番13地先まで
6 5 5	楠橋南楠	八幡西区楠橋南一丁目157番3地先から

	橋上方 1 号線	八幡西区楠橋東一丁目982番1地先まで
7 2 3	町上津役 東上上津 役 1 号線	八幡西区町上津役東一丁目1394番1地先から 八幡西区上上津役四丁目1061番1地先まで
7 3 2	楠橋 1 1 号線	八幡西区楠橋東二丁目975番1地先から 八幡西区大字楠橋747番1地先まで
7 6 6	馬場山楠 橋1号線	八幡西区馬場山緑866番1地先から 八幡西区大字楠橋443番3地先まで
7 6 7	馬場山3号線	八幡西区茶屋の原一丁目277番3地先から 八幡西区馬場山緑865番3地先まで
2 3 9 8	上上津役 49号線	八幡西区上上津役四丁目1394番7地先から 八幡西区上上津役三丁目1394番1地先まで
2 3 9 9	上上津役 5 0 号線	八幡西区上上津役三丁目1479番地先から 八幡西区上上津役三丁目1394番32地先まで
2642	楠橋 4 0 号線	八幡西区大字楠橋1465番1地先から 八幡西区楠橋東一丁目1152番4地先まで
2 6 4 5	楠橋 4 3 号線	八幡西区大字楠橋1121番地先から 八幡西区楠橋東一丁目1152番4地先まで
2 6 4 6	楠橋 4 4 号線	八幡西区楠橋東一丁目1152番4地先から 八幡西区楠橋東一丁目1156番4地先まで
2 6 5 0	楠橋 4 8 号線	八幡西区大字楠橋1046番23地先から 八幡西区楠橋東一丁目1072番4地先まで
2 6 5 2	楠橋 5 0 号線	八幡西区茶屋の原四丁目1030番12地先から八幡西区大字楠橋1042番4地先まで
2 6 5 9	楠橋 5 7 号線	八幡西区楠橋東一丁目899番1地先から 八幡西区楠橋東一丁目1023番6地先まで
2 6 6 1	楠橋 5 9	八幡西区楠橋東一丁目903番3地先から

	号線	八幡西区楠橋東一丁目1020番7地先まで
2 6 6 3	楠橋 6 1 号線	八幡西区楠橋東一丁目878番1地先から 八幡西区楠橋東一丁目1020番8地先まで
2 6 7 8	楠橋 7 6 号線	八幡西区楠橋南一丁目183番15地先から 八幡西区大字楠橋195番2地先まで
2679	楠橋 7 7 号線	八幡西区楠橋南一丁目180番13地先から 八幡西区大字楠橋179番5地先まで
2 6 9 9	楠橋 9 7 号線	八幡西区大字楠橋1375番地先から 八幡西区楠橋上方二丁目1392番4地先まで
2 7 0 2	楠橋 1 0 0 号線	八幡西区楠橋上方二丁目1330番1地先から 八幡西区楠橋上方二丁目1150番1地先まで
2 7 0 4	楠橋 1 0 2 号線	八幡西区楠橋東二丁目1171番3地先から 八幡西区大字楠橋1186番地先まで
2 7 0 6	楠橋 1 0 4 号線	八幡西区楠橋東二丁目1171番3地先から 八幡西区大字楠橋647番1地先まで
3 5 8 7	田町22 号線	八幡西区田町二丁目2190番1地先から 八幡西区田町二丁目1471番3地先まで
4 3 4 5	馬場山東 23号線	八幡西区馬場山東二丁目441番1地先から 八幡西区馬場山東二丁目1542番8地先まで
4 3 5 0	馬場山東 28号線	八幡西区馬場山東三丁目445番9地先から 八幡西区馬場山東三丁目1506番6地先まで
4 3 5 1	馬場山東 29号線	八幡西区馬場山東三丁目445番9地先から 八幡西区馬場山東三丁目1506番6地先まで
4 4 0 8	馬場山 4 4 号線	八幡西区大字馬場山856番2地先から 八幡西区楠橋南一丁目187番1地先まで
4 4 1 0	馬場山 4 6 号線	八幡西区大字馬場山834番地先から 八幡西区大字馬場山814番地先まで
4 4 3 5	馬場山7	八幡西区大字馬場山1383番13地先から

	1 号線	八幡西区茶屋の原四丁目1394番1地先まで
4 4 3 9	馬場山 7 5 号線	八幡西区大字馬場山1154番30地先から 八幡西区馬場山緑881番14地先まで
4 4 6 4	馬場山1 00号線	八幡西区大字馬場山872番4地先から 八幡西区馬場山緑880番5地先まで
4719	藤田 1 6 号線	八幡西区藤田一丁目407番2地先から 八幡西区藤田二丁目215番4地先まで
4721	藤田18 号線	八幡西区藤田二丁目119番地先から 八幡西区藤田二丁目215番4地先まで
4728	藤田 2 5 号線	八幡西区藤田三丁目汐入跨道橋から 八幡西区藤田三丁目126番地先まで
4729	藤田 2 6 号線	八幡西区藤田二丁目218番3地先から 八幡西区藤田二丁目215番4地先まで
4743	藤田 4 0 号線	八幡西区田町二丁目2190番1地先から 八幡西区田町二丁目2055番1地先まで
4744	藤田 4 1 号線	八幡西区黒崎城石2330番22地先から 八幡西区黒崎城石2282番2地先まで
4745	藤田 4 2 号線	八幡西区大字藤田2292番12地先から 八幡西区大字藤田2303番7地先まで
4 7 9 9	舟町2号線	八幡西区舟町2番6地先から 八幡西区舟町4番1地先まで
4 8 0 5	舟町8号	八幡西区舟町2216番2地先から 八幡西区舟町2226番地先まで
5 0 6 9	本城東 4 5 号線	八幡西区本城東五丁目 4 7 9番 2 地先から 八幡西区本城東五丁目 4 6 8番地先まで
5 0 7 1	本城東 4 7 号線	八幡西区本城東五丁目 4 7 2 番 1 地先から 八幡西区本城東五丁目 4 7 0 番地先まで
5 8 5 6	馬場山東	八幡西区馬場山東二丁目487番4地先から

	50号線	八幡西区馬場山東二丁目473番3地先まで
6 5 5 7	黒崎城石 1号線	八幡西区黒崎城石2282番2地先から 八幡西区黒崎城石2280番1地先まで
6 5 6 4	熊手田町 1号線	八幡西区大字熊手469番3地先から 八幡西区田町一丁目27番1地先まで
7 0 1 8	上上津役 151号 線	八幡西区上上津役三丁目1394番28地先から 八幡西区上上津役三丁目1394番33地先まで
7 0 8 9	楠橋東2 号線	八幡西区楠橋東一丁目1026番1地先から 八幡西区楠橋東一丁目1024番1地先まで
7 0 9 1	楠橋南 4 号線	八幡西区楠橋南一丁目179番24地先から 八幡西区楠橋南一丁目179番8地先まで
7 0 9 2	馬場山緑7号線	八幡西区馬場山緑812番10地先から 八幡西区馬場山緑812番17地先まで
7 0 9 3	馬場山緑8号線	八幡西区馬場山緑866番6地先から 八幡西区馬場山緑881番9地先まで

北九州市告示第334号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定に基づき、次の土地を特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域に指定することについて、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。また、この告示により指定する形質変更時要届出区域に係る同法第15条第1項に規定する台帳は、北九州市環境局環境監視部環境監視課及び北九州市立文書館に備え付ける。

令和3年9月17日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 指定する形質変更時要届出区域北九州市八幡西区大字熊手2465番1の一部
- 2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類 クロロエチレン 四塩化炭素 1 2 - ジクロロエタ

クロロエチレン、四塩化炭素、1,2ージクロロエタン、1,1ージクロロエチレン、1,2ージクロロエチレン、1,3ージクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1ートリクロロエタン、1,1,2ートリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、シマジン、チオベンカルブ、チウラム、ポリ塩化ビフェニル並びに有機りん化合物

3 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及び その化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合 物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物 北九州市告示第335号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53条第1項の規定により、居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により、次のとおり告示する。

令和3年9月17日

北九州市長 北 橋 健 治

# 1 訪問介護

事業所番	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
号				
4 0 7 0	ヘルパーステー	北九州市小倉南	合同会社LM	令和3年9
5 0 5 8	ションpand	区下城野二丁目	N	月 1 日
8 0	a	5番11号		
4 0 7 0	ヘルパーステー	北九州市八幡西	株式会社リー	令和3年9
7 0 8 0	ション山桃	区高江二丁目3	ベ介護サービ	月 1 日
1 3		番 5 号	ス	

### 2 訪問看護及び介護予防訪問看護

事業所番	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
号				
4 0 6 6	訪問看護LLC	北九州市八幡西	看護のための	令和3年9
6 9 0 8		区則松六丁目3	合同会社	月 1 日
2 9		番 2 8 号		
4 0 6 6	訪問看護ステー	北九州市八幡東	株式会社きん	令和3年9
6 9 0 8	ションなでしこ	区宮の町一丁目	もくせい	月 1 日
3 7		2番20号		

# 3 通所介護

事業所番	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
号				
4 0 7 0	ライフラボ戸畑	北九州市戸畑区	株式会社ホッ	令和3年9
3 0 1 4		中原西三丁目3	トウィル	月1日
0 5		番 3 6 号		
4 0 7 0	デイサービスい	北九州市小倉南	株式会社ウキ	令和3年9
5 0 5 8	こいの里曽根こ	区曽根北町2番	シロホールデ	月 1 日
9 8	すもす	6 号	ィングス	
4 0 7 0	デイサービスい	北九州市小倉南	株式会社ウキ	令和3年9
5 0 5 9	こいの里曽根も	区曽根北町2番	シロホールデ	月 1 日
0 6	みじ	6 号	ィングス	

### 4 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

事業所番 号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4 0 7 0	ライフシンフォ	北九州市戸畑区	ライフシンフ	令和3年9

3 0 1 3	ニア	中原西二丁目1	オニア株式会	月 1 日
9 7		7番5号	社	

北九州市告示第336号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から廃止の届出があったので、同法第78条第2号の規定により、次のとおり告示する。

令和3年9月17日

北九州市長 北 橋 健 治

# 1 訪問介護

事業所番	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
号				
4 0 7 0	恵友会ヘルパー	北九州市小倉北	医療法人社団	令和3年8
4 0 0 8	ステーション	区霧ケ丘三丁目	恵友会	月31日
0 1		9番20号		
4 0 7 0	華里おひさま園	北九州市八幡西	医療法人権頭	令和3年8
7 0 2 6	ヘルパーステー	区引野二丁目1	クリニック	月31日
3 6	ション	2番46号		
4 0 7 0	ヘルパーステー	北九州市八幡西	株式会社まほ	令和3年8
7 0 7 8	ションまほろば	区野面一丁目8	ろば	月31日
9 0		番1号		

# 2 通所介護

事業所番	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
号				
4 0 7 0	エスパレス一枝	北九州市戸畑区	第一ケアサー	令和3年8
3 0 1 2	デイサービスセ	一枝二丁目3番	ビス株式会社	月31日
3 1	ンター	2 0 号		
4 0 7 0	デイサービス	北九州市戸畑区	株式会社Bi	令和3年8
3 0 1 2	ぶるま	中本町3番10	1 1 s	月31日
8 0		号		
4 0 7 0	デイサービスセ	北九州市小倉南	株式会社ウキ	令和3年8
5 0 5 6	ンターいこいの	区曽根北町2番	シロホールデ	月31日
7 4	里曽根弐番館	6 号	ィングス	

北九州市告示第337号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例(平成元年北九州市条例第8号) 第10条第2項及び第11条第2項の規定により放置自転車を移動し、保管し たので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和3年9月17日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車 の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所 別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間

月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

土曜日 午後1時から午後5時まで

ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに令和3年12月29日から令和4年1月3日までの日は、返還事務を行わない。

3 問合せ先

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建設局道路部道路維持課(電話 093-582-2274)

4 返還を受けるために必要な事項

自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。

5 その他

この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して6月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

#### 別表

移動し、保管した自転車	移動し、	移動し、保	保管及び返還を行う
が放置されていた場所	保管した	管した年月	場所
	自転車の	日	
	台数		
門司区自転車放置禁止区	2 台	令和3年8	北九州市門司区西海
域外		月 3 日	岸一丁目3番
			西海岸自転車保管所
JR小倉駅周辺地区自転	23台	令和3年8	北九州市小倉北区青
車放置禁止区域		月25日	葉二丁目1番

			7
JR西小倉駅周辺地区自	3 台	令和3年8	青葉自転車保管所
転車放置禁止区域		月19日	
小倉北区自転車放置禁止	2 台	令和3年8	北九州市小倉南区下
区域外		月 2 日	城野一丁目1番
	1 台	令和3年8	下城野自転車保管所
		月12日	
	1 台	令和3年8	
		月18日	
	2 台	令和3年8	
		月19日	
	1 台	令和3年8	
		月 2 4 日	
	18台	令和3年8	
		月25日	
	2 台	令和3年8	
		月31日	
JR下曽根駅周辺地区自	4 台	令和3年8	北九州市小倉南区八
転車放置禁止区域		月13日	重洲町16番
			八重洲自転車保管所
小倉南区自転車放置禁止	2 台	令和3年8	北九州市小倉南区下
区域外		月 2 日	城野一丁目1番
	3 台	令和3年8	下城野自転車保管所
		月 3 日	
	2 台	令和3年8	
		月 6 日	
	3 台	令和3年8	
		月17日	
	3 台	令和3年8	
,		月18日	
	2 台	令和3年8	
		月23日	
	3 台	令和3年8	
		月26日	
	2 台	令和3年8	
	I	1	1

		月30日	
JR若松駅周辺地区自転	1 台	令和3年8	北九州市若松区響南
車放置禁止区域		月 5 日	町8番
若松区自転車放置禁止区	1台	令和3年8	小石自転車保管所
域外		月25日	
八幡東区自転車放置禁止	1 台	令和3年8	北九州市八幡西区大
区域外		月 2 日	字藤田2319番6
			藤田自転車保管所
JR折尾駅周辺地区自転	5 台	令和3年8	北九州市八幡西区長
車放置禁止区域		月17日	崎町2番
JR本城駅周辺地区自転	5 台	令和3年8	長崎町自転車保管所
車放置禁止区域		月26日	
JR陣原駅周辺地区自転	3 台	令和3年8	
車放置禁止区域		月11日	
八幡西区自転車放置禁止	2 台	令和3年8	北九州市八幡西区大
区域外		月 6 日	字藤田2319番6
	1 台	令和3年8	藤田自転車保管所
		月18日	
	4 台	令和3年8	
		月23日	
	2 台	令和3年8	
		月27日	
JR戸畑駅周辺地区自転	4 台	令和3年8	北九州市戸畑区三六
車放置禁止区域		月23日	町13番
戸畑区自転車放置禁止区	1 台	令和3年8	三六自転車保管所
域外		月2日	
	1 台	令和3年8	
		月 5 日	
	1 台	令和3年8	
		月10日	
	1 台	令和3年8	
		月16日	
	1 台	令和3年8	
		月17日	

北九州市公告第676号

一般競争入札により、業務委託契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び北九州市契約規則(昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。)第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和3年9月17日

北九州市長 北 橋 健 治

#### 1 委託内容

- (1) 業務名 北九州市立学校屋内運動場バスケットゴール更新業務 (その7若松区)
- (2) 業務の内容等 入札説明書及び仕様書で定めるとおり
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和4年3月31日まで
- (4) 履行場所 北九州市が指定する場所
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号)第6条第1項の有資格業者名簿 (以下「有資格業者名簿」という。)に記載されていること。
- (3) 有資格業者名簿に記載されている等級がA又はBであること。
- (4) 有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市 内にあること。
- (5) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- 3 入札手続等
  - (1) 契約条項を示す場所及び日時
    - ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号北九州市教育委員会事務局学校支援部施設課
    - イ 日時 この公告の日から令和3年10月12日まで(日曜日、土曜日

及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。
- (3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。
- (4) 競争参加資格確認申請書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和3年9月27日までに競争参加資格確認申請書を 北九州市教育委員会事務局学校支援部施設課に提出しなければならない。
- (5) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便に より令和3年10月11日正午までに必着のこと。
- (6) 入札及び開札の場所及び日時
  - ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号 小倉北区役所庁舎東棟8階801会議室
  - イ 日時 令和3年10月12日午前10時

#### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
  - ア 言語 日本語
  - イ 通貨 日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
  - ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条 第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
  - イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25 条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められ た予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者 とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。
- (7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在 地等

北九州市教育委員会事務局学校支援部施設課 〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号 電話 093-582-2361 北九州市公告第677号

一般競争入札により、業務委託契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び北九州市契約規則(昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。)第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和3年9月17日

北九州市長 北 橋 健 治

### 1 委託内容

- (1) 業務名 北九州市立学校屋内運動場バスケットゴール更新業務(その8小倉北区(小学校))
- (2) 業務の内容等 入札説明書及び仕様書で定めるとおり
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和4年3月31日まで
- (4) 履行場所 北九州市が指定する場所
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号)第6条第1項の有資格業者名簿 (以下「有資格業者名簿」という。)に記載されていること。
- (3) 有資格業者名簿に記載されている等級がA又はBであること。
- (4) 有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市 内にあること。
- (5) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- 3 入札手続等
  - (1) 契約条項を示す場所及び日時
    - ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号北九州市教育委員会事務局学校支援部施設課
    - イ 日時 この公告の日から令和3年10月12日まで(日曜日、土曜日

及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。
- (3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。
- (4) 競争参加資格確認申請書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和3年9月27日までに競争参加資格確認申請書を 北九州市教育委員会事務局学校支援部施設課に提出しなければならない。
- (5) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便に より令和3年10月11日正午までに必着のこと。
- (6) 入札及び開札の場所及び日時
  - ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号 小倉北区役所庁舎東棟8階801会議室
  - イ 日時 令和3年10月12日午前11時

#### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
  - ア 言語 日本語
  - イ 通貨 日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
  - ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条 第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
  - イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25 条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められ た予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者 とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。
- (7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在 地等

北九州市教育委員会事務局学校支援部施設課 〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号 電話 093-582-2361

### 北九州市公告第678号

次の物品について、一般競争入札により物品調達契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び北九州市契約規則(昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。)第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年9月17日

北九州市長 北 橋 健 治

		11/11/11/11/11 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
	購入品目及び数量				
1 調達内容	購入物品の仕様	仕様書に定めるとおり			
	履行期限	令和4年2月28日			
	納入場所	市が指定する場所			
	登録	有資格業者名簿(注1)に記載されていること。			
2 競争入札参	所在地	有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内にあること。			
加資格(次の いずれにも該 当する者であ ること。)	実績	令和元年度以降において、北九州市(上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。)が発注した1件160万円を超える物品等供給契約における指名の実績又は契約の履行実績(随意契約によるものを含む。)があること。			
2 )	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。			
3 契約条項を	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課			
示す場所及び 期間	期間	この公告の日から本件開札日まで(注2)の毎日午前9時から午後4時30分まで			
4 競争参加資格確認申請書提出期間	この公告の日から令和3年9月30日まで(注2)の毎日午前9時から午後4時30分まで				
5 入札書の受 付期間	令和3年10月8 時から午後2時ま	3日から同月14日まで(注2)の毎日午前9時から午後7時まで及び同月15日午前9 ミで			
6 開札の場所	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課			
及び日時	日時	令和3年10月15日午後2時10分			
	入札保証金	免除する。			
	3/3/NE = 1-2	E金 契約金額の100分の5以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号 いずれかに該当する場合は、免除する。			
7 入札及び契 約に関する条 件	入札方法	総価により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載ること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とする。			
	電子入札案件	この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。			
8 落札者の決 定方法	契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。				
		いかに該当する入札は、無効とする。			
9 入札の無効	(1) この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者がした入札 (3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札				
10 その他	(1) この調達に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書及び仕様書は、北九州市技術監理局契約部ホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、これにより難い場合は、第3項に示す場所及び期間において無償で交付する。 (3) この入札に係る競争参加資格確認通知を受けていない者は、当該入札に参加することができない。 (4) 原則として、入札者名義のICカード(注3)を取得し、北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していること。 (5) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課(電話 093-582-2017)とする。				
<b> </b>					

- 注1 北九州市物品等供給契約の競争参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号)第6条第1項 に規定する有資格業者名簿をいう。
- 注2 この公告第3項から第5項までに規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。
- 注3 北九州市電子入札用電子証明書(ICカード)登録要領第3条に規定するICカードをいう。

北九州市公告第679号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年9月17日

北九州市長 北 橋 健 治

(掲示により別紙省略)

北九州市上下水道局公告第115号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第4条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成7年北九州市水道局管理規程第6号)第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年北九州市規則第78号)第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和3年9月17日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

- 1 特定役務の名称及び数量 水道施設台帳システム構築業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地 北九州市上下水道局水道部浄水課 北九州市小倉北区大手町1番1号
- 3 契約の相手方を決定した日 令和3年7月29日
- 4 契約の相手方の名称及び住所 株式会社ジオクラフト 北九州市小倉北区大手町3番1号
- 5 契約金額 1億1,880万円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 政令第11条第1項第2号に該当するため

北九州市上下水道局公告第116号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第4条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成7年北九州市水道局管理規程第6号)第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年北九州市規則第78号)第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和3年9月17日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

- 1 特定役務の名称及び数量上下水道料金システム大規模改修業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地 北九州市上下水道局総務経営部営業課 北九州市小倉北区大手町1番1号
- 3 契約の相手方を決定した日 令和3年8月31日
- 4 契約の相手方の名称及び住所 日本電気株式会社北九州支店 北九州市小倉北区堺町一丁目3番15号
- 5 契約金額 1億8,596万500円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 政令第11条第1項第1号に該当するため